六　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二十四条
七　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二十四条
八　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十九条から第六十三条まで
九　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四十四条
十　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第二十八条
十一　南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第二十九条及び第三十条
十二　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第六十九条
十三　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第三十七条
十四　国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）第十五条
十五　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第百三条
十六　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第三十三条及び第三十四条
十七　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六十五条及び第六十六条
十八　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十三条第一項及び第八十四条第一項
十九　独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第二十一条
二十　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二十三条第一項及び第二十四条第一項
二十一　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十八条から第四十一条まで
二十二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条及び第三十三条
二十三　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第三十七条から第三十九条まで
二十四　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第八十七条から第八十九条まで
二十五　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第三十八条及び第三十九条
二十六　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第六十条第一項及び第六十一条
二十七　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第六十条及び第六十一条

（建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正）

**第四百二十五条**　建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大気汚染防止法の一部改正）

**第四百二十六条**　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

**第四百二十七条**　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条第一項及び第二十六条から第二十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水質汚濁防止法の一部改正）

**第四百二十八条**　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

**第四百二十九条**　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項から第三項までの規定、第四十四条の二及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

**第四百三十条**　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正）

**第四百三十一条**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六第六項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十七条の二から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正）

**第四百三十二条**　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）

**第四百三十三条**　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。